

## 【別紙2】

### 審査の結果の要旨

氏名 佐藤 健太郎

本稿が研究対象とするのは、主に第一次世界大戦後から 1920 年代にかけて、日本で本格的な政党政治の展開が見られた時代における、思想（理念）と政治過程との相互作用である。筆者によればこの時期には、言論の自由化と政党の活性化とを背景にして、「平等」の理念に基づく政治主張が活発に行なわれ、それを議会と内閣のもとに集約しながら実現する回路が機能していた。そうした「平等」をめぐる思想空間が、税制、地方自治、地域特有の課題解決に関する政策の形成をどのように支えていたか。本稿はその過程を、知識人の議論と政党政治の構造との両面から検証している。「はじめに」「おわりに」と全3章とによって構成された、約 32 万字（四百字づめ用紙に換算して八百枚）に及ぶ論文である。

第一章「神戸正雄と河上肇」では、のちに税制改正案の形成に大きな役割を果たすことになる財政学者・租税学者、神戸正雄の思想形成過程に即して、「平等」に関する構想が現実の政策論へとつながるようすを、知識人個人について明らかにしている。その出発点をなすのは、日露戦争直後の時期における思想空間である。そこでは、河上肇、山路愛山、北一輝といった論者たちによって、国内に生じた経済格差の是正と、そのための国家の役割とが盛んに論じられていた。

そのなかでも神戸に大きな影響を与えたのは、ほぼ同年代の経済学者であり、京都帝国大学の同僚でもあった河上肇である。著書『貧乏物語』で河上が示したのは、個人の道徳的な向上による社会の調和であり、民衆の「輿論」に支えられる存在としての天皇像であり、自由を尊重し強制を排する態度であった。神戸はそうした問題関心の多くを河上と共有し、社会主義にも一定の共感を示す。しかし、あくまでも現在の「私有的経済組織」の維持を前提にして社会の調和を実現する、折衷の態度を選んでいく。

同時期の社会政策をめぐる論争においても、神戸はそうした折衷主義をとる。累進税制度に基づいた社会政策的税制論を展開した小川郷太郎と、国際経済競争のために中産階級を保護すべきであり、経済への国家の介入は小さい方がいいと説く田中穂積との間の立場を神戸はとる。神戸は給付能力に基づいた租税制度を通じて、財政収入と社会政策の両者の観点を統合した税制を確立しようとする。そして給付能力は享楽費の大小によって示されるとし、一般支出税を導入すれば奢侈品の需要を減らし、生活必需品の増産と価格低下を導けると説いた。

こうした主張の背景には、豊かな「上流人士」こそが禁欲的な態度で生産活動に励み、「公共」のために財産上の犠牲を払うべきだとする神戸の思想がある。第一次世界大戦期から日本では社会問題を論じる雑誌が多く創刊され、神戸もそうしたメディアで健筆をふるい、「平等観」に基づいた社会改造をさまざまに唱えることになる。その主張は独自の普

通選挙制度の導入や、朝鮮人・台湾人への選挙権付与にまで及び、政府の調査会や民間経済団体にも積極的に関わり始めるが、森戸事件をきっかけにして、神戸はみずからの実践活動を政府の臨時財政経済調査会（略称「財調」。1919年、原敬内閣により設置）における論戦に限定するようになってゆく。

第二章「税制改正案をめぐる思想と政策」は、臨時財政経済調査会において審議の焦点となった税制改正案、すなわち財産税の導入と地租の地方財源（府県もしくは市町村）への委譲をめぐる政治過程を検討する。もともと財調の設置を要求した野党国民党の意図は、営業税を軽減し地租を増徴することで、みずからの政治基盤である都市中下層民の「公平」要求に応えようとするものであったが、政友会の内部でも原敬と高橋是清が教育費の削減を目的として、しだいに地租移譲論に近づいてゆく。とくに高橋が、明治以後の「中央集権」と「画一主義」を排し、地方独自の財源と責任によって地域の教育を行なわせようと考えていたことに筆者は注目する。

財調の審議においては、大戦景気による「成金」の跋扈が「平等観」を傷つけていると説く神戸正雄が、財産税の創設を強く支持した。さらに政友会内の高橋是清蔵相を中心とするグループが、地租・営業税の地方移譲を課題に加え、神戸もまたそれに同調したことで、両税の移譲と財産税創設の両者を含む税制整理案が、財調内の小委員会案として固まってゆく。これに対し、憲政会から委員として加わった濱口雄幸は、両税移譲案には反対しつつ財産税の創設は支持する態度をとったが、社会政策の観点を二の次とする神戸との間の溝が埋まらない。他方、国民党はより徹底した財産税の実現を求め、経済界からは反対の声が止まらず、税制改正をめぐる議論は停滞に陥った。

続く高橋是清内閣のもとでは、高橋首相が府県に教育費の財源を与えるため地租移譲にとりくむ姿勢をとったが、臨時教育行政調査会において江木千之らが主張した教育費増額論と衝突し、接点を見いだせなくなる。また財調のなかでも移譲案と財産税案との優先順位について意見の一致が生まれず、濱口もまた財産税の否定に転じた。その結果、高橋は根本的な税制改正を断念し、続く加藤友三郎内閣のもとで、財調の税制改正案は政府の参考案という位置づけにとどめられたのである。

第三章「政党政治と地域の平等」は、政党政治のなかで展開された、地域の「平等」に関する諸課題を分析する。田中義一内閣期を中心とする時期において、行政や租税における「画一主義」批判が政党政治の焦点になったのである。

すでに原内閣の時代から、野党の国民党・憲政会が「画一的の制度」を批判し府県知事の公選制を主張していたが、政友会もまた、若槻内閣の野党であった時代、1926年の長野事件をきっかけにして同様の主張を唱えるようになる。しかし、田中内閣のもとで再び与党に転じると、地方官更迭の権限を握った以上、公選論をとるメリットがなくなり、知事公選による地方分権の推進は実行されずに終わってしまった。

また地租移譲論は、加藤友三郎内閣の時代から政友会の看板政策としていったん確立することになる。それは地方自治を重視する高橋の路線よりも、農村救済のために地方財源を確保しようとする路線が主になって進められ、都市型府県に対して農村型府県を重視することで、府県間の公平を実現しようとするものであった。これは新聞論壇や政界からは一定の期待をもってうけとめられたが、田中内閣の時期には、反対派である新党倶楽部の床次竹二郎を入閣させ、貴族院との関係強化を図ることが優先され、移譲案は事実上放

棄される結果となった。

さらにこの時代、争点になったのは、地域の事情に即した政策をとることで、画一主義を批判し、実質上の平等を確立しようとする運動である。山形県出身の政友会の政治家である松岡俊三は、雪害に苦しむ東北地方や北陸地方には特殊な配慮がなされるべきだとし、全国一律の租税制度と義務教育費の分配方法とを批判して、雪害地が「落伍者」となるのを防ぐための救済措置を求め、政党政治家だけでなく宮中や貴族院議員にまで働きかけていた。

他方、沖縄県においては、政友会の党勢拡張政策の結果、旧慣温存の方針をとりやめ、ほかの地域と同様の府県制・町村制と自治制度を布くことが、原内閣期に定められた。しかしそれ以後は、慢性的な困窮という「特殊の事情」に対する救済策を、沖縄出身の国会議員が要求するようになってゆく。そこでは、植民地行政を参考にして、砂糖消費税の軽減・地元還元など、特殊な税制の導入が唱えられた。

松岡俊三もまた、齋藤實内閣の時代には、運動の重点を地租法の改正に置くようになる。それは東北・北陸・沖縄の連携のもとに、地租の税率をこれらの地域に関しては低くするよう求めるものであった。齋藤内閣は政友会・民政党の協調の上に成り立つ挙国一致内閣だったため、改正案は政争の具とならず、何度も衆議院を通過するが、政党側にはその実行の責任を負おうとする姿勢がなかったため、いつも貴族院で審議未了に終わってしまう。しかも貴族院ではもっぱら東北の問題として扱われたため、沖縄と北陸が運動から離脱した。しかし、地域固有の問題への特殊な対応を求める松岡らの論理は、政党各派による地方財政調整制度論に合流する形で、存続していったのである。

以上が、本論文の要旨である。本論文の長所としては、特に次の三点を挙げることができる。

第一に、1920年代には租税・地方自治・地方振興策といった各種の問題に共通して、「平等」の理念を追求する政策主張が展開され、政治を動かしていた力学を詳細に分析することを通じて、政策理念の政治史と言えるような、新たな分析枠組を提示することに成功した。これは、戦前日本の政党政治を理解するための重要な視角として、今後、学界に共有されることになるだろう。

第二に、神戸正雄の思想を詳しく分析し、濱口雄幸などほかの論者と対比することを通じて、非政友会系の政党政治家が抱いていた政策志向を、明確に描きあげている。政友会の財政拡大路線に対し、節約と平等を唱える非政友会系の志向について、理論の言葉を与えたのが神戸の主張だとも解することができ、この時代に関する理解が一段と深められた。

第三に、政策の形成過程と立法化の過程を表面的に追うだけでなく、政党・官僚・財界の思惑が交錯するなか、それぞれの主体がいかなる選択を行ったのかを、ダイナミックに叙述している。これは筆者の政治史研究者としてのすぐれた力量を存分に示すものである。

もっとも、本論文にも短所がないわけではない。

第一に、第一章・第二章については、租税制度における「平等」をめぐる政治過程という形で一貫性が見られるが、第三章においては議論が拡散している印象を受ける。この点を整理し、それぞれの政策課題どうしの関連を、もっと明らかにする工夫が望まれる。

第二に、高橋是清のような、明治初期以来の思想をひきずった世代の論者と、神戸正雄

や河上肇のような新しい世代との違いに、より注目して分析すれば、本論文が対象とする時代の特色を、もっと鮮明に描きえたであろう。

しかし以上は望蜀の嘆というべきものであり、本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。